

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) かんけいちろうけんなんこうえんかい
1. 政治団体の名称 かんけ一郎県南後援会

2. 主たる事務所の所在地
福島県白河市会津町93

3. 代表者の氏名
仁平 喜代治

4. 会計責任者の氏名
金田 裕二

(事務担当者の氏名)

金田 裕二

(電話)

0248-25-0535
090-2367-0215

(收受欄)



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記録	入力
5614	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>菅家 一郎</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額		2	0 5 2	0 0 0
(前年からの繰越額) -----				1 0 0 0
(本年の収入額) -----		2	0 5 1	0 0 0
支 出 総 額 -----		2	0 4 2	8 9 4
翌 年 へ の 繰 越 額 -----				9 1 0 6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金 額 -----				0
員 数 -----				0

(2) 寄 附	金 額								備 考
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	百	千	千	千	千	千	千	千	円
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			1	1	0	0	0	0	
(うち特定寄附)			1	1	0	0	0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附								0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2	0	4	0	0	0	0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	2	0	5	1	0	0	0	0	
(寄附のうちあっせんによるもの)								0	
イ 政 党 匿 名 寄 附								0	
合 計 (ア+イ)	2	0	5	1	0	0	0	0	

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の寄附				11000				
合計				11000				

(その7)

政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
自由民主党福島県第三選挙区支部	200,000	R5.05.11	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	50,000	R5.05.24	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	200,000	R5.06.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	200,000	R5.07.10	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	200,000	R5.08.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	200,000	R5.09.07	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	310,000	R5.10.06	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	320,000	R5.11.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
自由民主党福島県第三選挙区支部	360,000	R5.12.08	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	国会議員	
こ の 頁 の 小 計	2,040,000				
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	2,040,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項	目	金 額	備 考
1	経常経費	1,266,265	
(1)	人件費		
(2)	光熱水費	52,582	
(3)	備品・消耗品費	70,124	
(4)	事務所費	426,419	
	小計	1,815,390	
2	政治活動費	0	
(1)	組織活動費	4,700	
(2)	選挙関係費	30,000	
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費	0	
ア	機関紙誌の発行事業費	0	
イ	宣伝事業費	17,050	
ウ	政治資金パーティー開催事業費	0	
エ	その他の事業費	164,754	
	小計(3)ア～エ	181,804	
(4)	調査研究費	0	
(5)	寄附・交付金	0	
(6)	その他の経費	11,000	
	小計	227,504	
	合計	2,042,894	

収支報告書（その14）

No. 1

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		光 熱 水 費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
【光熱水費】					
電気料金・水道料金	11,248	5. 7. 5	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	5・6月分
電気料金・水道料金	12,776	5. 9. 14	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	7・8月分
電気料金・水道料金	13,640	5. 12. 19	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	9・10月分
この頁の小計	37,664				
その他の支出 (1件当たり1万円以下のもの)	14,918				
合 計	52,582				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
 ※会計帳簿から漏れなく転記されていることを確認する（1万円以下の支出に係る合算を含む。）
 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

収支報告書 (その14)

No. 2

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項 目 別 区 分		備 品 ・ 消 耗 品 費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
【備品・消耗品費】					
事務所インテリアラック代	10,940	5. 9. 19	(株)カインズ白河モール店	埼玉県本庄市早稲田田ノ杜1-2-1	
この頁の小計	10,940				
その他の支出 (1件当たり1万円以下のもの)	59,184				
合 計	70,124				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
※会計帳簿から漏れなく転記されていることを確認する（1万円以下の支出に係る合算を含む。）

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

収支報告書 (その14)

No. 3

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳		項 目 別 区 分		事 務 所 費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
【事務所費】					
家賃 (5月分)	20,350/	5. 6. 5	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
家賃 (6月分)	20,350/	5. 6. 13	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
アイシス車リース代	33,000/	5. 6. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃 (7月分)	20,350/	5. 7. 13	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
アイシス車リース代	33,000/	5. 7. 18	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃 (8月分)	20,350/	5. 8. 10	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
アイシス車リース代	33,000/	5. 8. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃 (9月分)	20,350/	5. 9. 14	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
アイシス車リース代	33,000/	5. 9. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃 (10月分)	20,350/	5. 10. 10	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
アイシス車リース代	33,000/	5. 10. 16	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
アイシス車リース代	33,000/	5. 11. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃 (11月分)	20,350/	5. 11. 17	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
アイシス車リース代	33,000/	5. 12. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃 (12月分)	20,350/	5. 12. 19	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
この頁の小計	393,800				
その他の支出 (1件当たり1万円以下のもの)	32,619				
合 計	426,419				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること(人件費は作成不要)。
※会計帳簿から漏れなく転記されていることを確認する(1万円以下の支出に係る合算を含む。)

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

収支報告書 (その15)

No. 1

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組 織 活 動 費 <small>(組織活動費)</small>	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
【組織活動費】					
この頁の小計	0				
その他の支出 (1件当たり1万円以下のもの)	4,700				
合 計	4,700				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
 ※会計帳簿から漏れなく転記されていることを確認する（1万円以下の支出に係る合算を含む。）
 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

収支報告書 (その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		選挙関係費(為替)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
【選挙関係費】					
為書代	30,000	R5.06.30	(有)サクラ店装	西白河郡西郷村大字真船字茂助屋敷35-3	
この頁の小計	30,000				
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合計	30,000				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

収支報告書 (その15)

No. 5

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費(広告代)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
【宣伝事業費】					
政経東北広告代	16,500	5.5.15	(株)東邦出版	福島県福島市矢野目字鼓原1-2	
この頁の小計	16,500				
その他の支出 (1件当たり1万円以下のもの)	550				
合計	17,050				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
 ※会計帳簿から漏れなく転記されていることを確認する（1万円以下の支出に係る合算を含む。）
 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

収支報告書 (その1)

No. 6

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			機関紙誌の発行その他の事業費(通信費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
【その他の事業費】					
NTT通信機器設置代	47,113/	5. 5. 24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
フレッツ光利用料他(7月分)	16,981/	5. 8. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
フレッツ光利用料他(8月分)	16,805/	5. 8. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
フレッツ光利用料他(9月分)	17,315/	5. 10. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
フレッツ光利用料他(10月分)	17,289/	5. 11. 13	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
フレッツ光利用料他(11月分)	16,640/	5. 12. 13	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
フレッツ光利用料他(11月分)	17,069/	5. 12. 31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	149,212				
その他の支出 (1件当たり1万円以下のもの)	15,542				
合計	164,754				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること(人件費は作成不要)。
 ※会計帳簿から漏れなく転記されていることを確認する(1万円以下の支出に係る合算を含む。)
 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <small>その他の経費</small>			<small>(金銭以外のものによる寄附相当分)</small>	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	億	百万	千	円					
金銭以外のものによる寄附相当分			11	000	25.08.28	菅家 一郎	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F		
この頁の小計			11	000					
その他の支出				0					
合計			11	000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 4 月 4 日

政治団体の名称

かんげ一郎県南後援会

会計責任者の氏名

金田裕二



代表者の氏名 (解散団体のみ)



- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和6年3月31日

かんげ一郎県南後援会
代表 仁平 喜代治 殿

登録政治資金監査人 佐藤俊彦
登録番号 第390号
研修修了年月日 平成20年10月3日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かんげ一郎県南後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、かんげ一郎県南後援会の主たる事務所の作業スペースに不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると佐藤俊彦が判断したため、佐藤俊彦が社員税理士として所属する税理士法人大手門会計の本店所在地（福島県白河市大手町11番地15）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

かんげ一郎県南後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上